

令和7年2月20日

福祉用具貸与の対象となる体位変換器について（改定）

下表の製品について、令和7年3月1日から福祉用具貸与の対象とすることとしましたのでお知らせいたします。（平成26年度集団指導資料《岡山市で貸与を認めていない商品》の一部、これまでの問い合わせに対する回答の改定）

製品機能、使用目的、使用方法等を再度検討、整理したものですので、同様の形状・機能を有する製品についても原則貸与可能です。

使用の目的が単なる体位保持ではなく、体位変換であることをサービス担当者会議等で確認し、その必要性について随時検討することは引き続き必要です。なお、不適切な使用が確認された場合は、給付費の返還を求めることになります。

福祉用具貸与の選定について判断に迷われる場合は、要介護者の症状、介護者の状況、あるいは住宅の状況等、使用される場面と密接に関わるものであるため、介護支援専門員を通じて、ご相談ください。

商品名	TAISコード
セロリ	00054-000112 00054-000113
ナーセント Ex	00149-000034 00149-000035 00149-000036 00149-000037 00149-000038 00149-000039
おむみん	01505-000001 01505-000002 01505-000003 01505-000004 01505-000005
バナナターン	00170-000682 00170-000683 00170-000684
スネーククッション	00245-000102
ロンボポジショニングクッション	00245-000152 00245-000154 00245-000232 00245-000233 00245-000234 00245-000245
M-able クッション	01908-000001 01908-000003 01908-000005 01908-000007 01908-000009 01908-000011 01908-000036

【参考】関係告示・通知等

- 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目  
(平成11年3月31日厚生省告示第93号)

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

- 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(6) 体位変換器

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

- 平成14年3月28日付事務連絡「運営基準等に係るQ & Aについて」

V 福祉用具貸与

【福祉用具貸与の対象となる体位変換器】

福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。

(答) 当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。

<問合せ先>

岡山市保健福祉局高齢福祉部介護保険課管理係  
〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号  
電話: 086-803-1240